

網走市大空町定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 網走市大空町定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、網走市大空町定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定又は変更に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、公募委員及び市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長をそれぞれ1名置く。

- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が招集し、座長はその議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局と職員)

第7条 懇談会に事務局を設け、次の職員を置くこととし、事務局は網走市企画総務部企画調整課に置くこととする。

事務局長 1名

事務局員 若干名

2 事務局員は、網走市企画総務部企画調整課企画係及び大空町総務課企画グループの職員を充てることとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される網走市大空町定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成25年3月31日までとする。